

会津若松市中心市街地活性化基本計画の変更及び次期計画の策定について

令和3年4月 観光商工部商工課

1 現計画について（※国認定はなし、市独自の延長計画）

(1) 計画期間の延長について

現在策定中の「立地適正化計画」の始期（令和4年度）に併せて、次期計画の策定を進めてきたが、今般、立地適正化計画の始期が令和5年度に延長されたことに伴い、本計画においても1年延長し、令和5年4月の始期を目指し、次期計画の策定を進めていく。

- ・現計画の期間 平成27年7月1日から令和4年3月31日まで（6年9か月）
 - ・延長後の期間 平成27年7月1日から令和5年3月31日まで（7年9か月）
- （※ 平成27年7月1日から令和2年3月31日まで（4年9か月）が国認定期間）

(2) 変更する内容について

新規事業の追加、実施時期及び支援措置等に変更が生じたため、次の事項について変更を行う。

ア 追加する新規事業（3事業）

第5章 都市福利施設を整備する事業

（4）国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
7【事業名】 市庁舎整備事業 【内容】 庁舎の増築 【実施時期】 令和2年度～ 令和7年度	会津若松市	情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備する。なお、昭和12年に建設した市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していく。 これは「会津若松らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。 （基本設計） 令和2年7月～令和3年2月 （実施設計）※予定	【支援措置】 【実施時期】	

		令和2年3月～令和4年10月 (工事) ※予定 令和4年3月～令和8年3月		
--	--	---	--	--

第7章 経済活力の向上のための事業

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>43【事業名】 リオン・ドール 神明通り店整備 事業</p> <p>【内容】 店舗の改築</p> <p>【実施時期】 令和2年度～ 令和4年度</p>	株式会社リオン・ドールコーポレーション	<p>建物の老朽化に伴い店舗をリニューアルし、エリアの魅力向上を図るとともに、地域住民の生活を支えるまちなかのスーパーマーケットとして、市民及び来街者の利便性向上、来街者の維持・増加を図る。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>44【事業名】 ふくしま小規模 企業者等いきいき 支援事業</p> <p>【内容】 小規模企業者等の 創意工夫ある 取組への補助</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	福島県	<p>小規模企業者や商店街等の創意工夫ある取組に対し、地域に密着した経営の支援団体が、計画づくりから事業実施後のフォローアップまでの一体的な支援を行うとともに、取組経費の一部の補助を行うことで、小規模企業者等の持続的な発展や商店街等の魅力向上・新たな賑わいの創出を目指す。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ふくしま小規模 企業者等いき いき支援事 業</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	

イ その他の事項の変更（3事業）

章	ページ	事業名	変更内容		変更箇所
第4章	80	2（都）会津若松駅中町線道路美装化事業	実施時期	変更前	平成26年度～令和2年度
				変更後	平成26年度～ <u>令和3年度</u>
	81	3 国道252号電線類地中化事業	支援措置	変更前	防災・安全交付金（道路事業）
				変更後	①防災・安全交付金（道路事業） ② <u>無電柱化推進計画事業補助（道路事業）</u>
			支援措置の実施時期	変更前	平成25年度
				変更後	①平成25年度～ ② <u>令和2年度～</u>
104	29「会津の食」ブランド化事業	支援措置	変更前	「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業	
			変更後	「ふくしまプライド。」 <u>県産農林水産物</u> 販売力強化支援事業	

2 次期計画の策定について

令和2年度においては、次期計画の策定に向けて、中心市街地活性化協議会事務局会議（※）の中で、これまでの取組と現状から、課題について協議するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の制度を活用したセミナーを開催し、中心市街地活性化の必要性や、計画策定の進め方、事業推進体制づくり、民間参加の促進等について検討してきた。

（※ 事務局会議構成団体：（株）まちづくり会津、会津若松商工会議所、会津若松市）

令和3年度は、これまでの取組を踏まえながら、統計等から中心市街地の現状や特徴を分析するとともに、課題を抽出し、将来のビジョンや目標指標の検討・設定、課題解決に必要な事業等を抽出しながら、計画策定を進めていきたいと考えている。

（※ 計画期間は、令和5年4月から5年程度を想定）

なお、次期計画の国の認定については、各事業の実施が確実に見込まれること（実施主体、実施時期、国の支援措置活用を含む。）や、策定中の立地適正化計画との整合を図ることなどを含めた各種要件を満たした時点で、認定を受けるメリット等も踏まえながら、その必要性について判断していく。